

企業等による教育プログラム提供事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、企業等が、それぞれの特色を生かし、子どもたちの健全な成長のため、多様な体験活動や学習の機会を提供する「企業等による教育プログラム」の実施について必要な事項を定める。

(申込み)

第2条 この事業の趣旨に賛同し、教育プログラムを提供しようとする企業等は、「企業等による教育プログラム提供事業者賛同意向書」(様式1)(以下「賛同意向書」という。)及び「提供プログラム概要」(様式2)により神奈川県教育委員会(以下「県教育委員会」という。)へ申し込むものとする。

(企業等の取組)

第3条 企業等は、次の各号に沿って、出前授業や講師派遣等の教育プログラムを、子どもたちに提供する。

- (1) 実施の日程及び具体的な教育プログラムの内容については、市町村教育委員会等の希望に沿って決定する。
- (2) 教育プログラムの提供は、原則として無料で行い、参加者の負担は必要最低限とする。

(県教育委員会の取組)

第4条 県教育委員会は、次の各号の取組を行う。

- (1) 県ホームページ等で教育プログラムの広報を行う。
- (2) 市町村教育委員会等から教育プログラムの利用の申込みを受け付け、企業等に対して実施の依頼をする。
- (3) 教育プログラムの実施結果の取りまとめを行う。

(所掌・その他)

第5条 この要綱に関する事務は、生涯学習課において所掌するものとする。

- 2 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、生涯学習課長が別に定める。

附 則 この要綱は、令和元年11月7日から施行する。